

文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律施行規則 (文部科学省・国土交通省令)

趣旨

「文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律」(令和2年4月17日公布)の施行に伴い、(1)文化観光拠点施設の定義に関すること、(2)拠点計画の認定等に関すること(3)地域計画の認定等に関すること、について必要な事項を定める。

概要

1. 文化観光拠点施設の定義に関すること(第1条関係)

(1) 文化資源についての解説及び紹介(第1条第1項)

文化観光拠点施設は、主要な文化資源について、国内外からの観光旅客が文化についての理解を深めることに資するよう、次に掲げるところにより、解説及び紹介を行うものとする。

- ①文化資源の由来、他の文化資源との関連性、歴史上、芸術上、学術上又は観賞上の価値その他の当該文化資源の魅力に関する情報を適切に活用すること。
- ②情報通信技術の活用を考慮した適切な方法を用いること。
- ③国内外からの観光旅客の来訪の状況に応じて、適切に外国語を用いること。

(2) 文化観光推進事業者との連携(第1条第2項)

文化観光拠点施設は、次に掲げる文化観光推進事業者とそれぞれ連携するものとする。

(文化観光拠点施設の設置者が市町村又は都道府県である場合は①を除く。)

- ①【事業者】当該文化観光拠点施設の所在する地域の観光の振興の推進を目的とする観光関係団体・事業者、又は、市町村・都道府県
【内容】当該地域における文化観光の推進に関する関係者間の連携体制の整備、情報の収集・整理・分析、事業の方針の策定・実施状況の評価
- ②【事業者】①以外の当該地域に係る文化観光推進事業者(交通事業者、飲食店・販売施設、宿泊施設等)
【内容】当該地域における文化観光の推進に関する事業の企画及び実施

2. 拠点計画の認定等に関すること(第2条-第6条関係)

拠点計画の認定申請の方法(第2条)、拠点計画の記載事項(第3条)、認定拠点計画の公表方法(第4条)、軽微な変更の内容(第5条)、変更の認定申請の方法(第6条)について定める。

【拠点計画の記載事項】

(法第4条第2項)

基本方針、目標、事業の実施内容・実施主体・実施時期、必要な資金の額・調達方法、計画期間

(省令で定める記載事項)

拠点計画の名称、事務の実施体制、目標の達成状況に係る評価、その他参考事項

3. 地域計画の認定等に関すること(第7条-第12条関係)

地域計画について、2.と同様の規定のほか、協議会を組織した旨の公表方法(第7条)について定める。

【地域計画の記載事項】

(法第12条第2項)

計画区域、中核とする文化観光拠点施設、基本方針、目標、事業の実施内容・実施主体・実施時期、必要な資金の額・調達方法、計画期間

(省令で定める記載事項)

地域計画の名称、事務の実施体制、目標の達成状況に係る評価、その他参考事項

施行期日

法の施行の日(令和2年5月1日)

文部科学省令

趣旨

「文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律」（令和2年4月17日公布）の施行に伴い、法第16条第1項の規定に基づき、地域計画の認定を受けた市町村又は都道府県の教育委員会による文化財の登録の提案に関して必要な事項を定める。

概要

地域計画の認定を受けた市町村又は都道府県の教育委員会が、文化財の登録の提案を行う際に、文部科学大臣に提出する提案書の記載事項及び添付書類を定める。

【提案書の記載事項】

- ①提案する文化財の名称、員数、所在の場所又は所在地、所有者の氏名又は名称及び住所
- ②提案する文化財が建造物であるときは、その構造、形式及び大きさ並びに建設年代又は時代
- ③提案する文化財が建造物以外の有形文化財であるときは、その寸法、重量、材質その他の特徴
- ④提案の理由
- ⑤提案する文化財が該当すると思料する登録基準並びにそれを示す文化財の特徴及び評価等

施行期日

法の施行の日（令和2年5月1日）

国土交通省令

趣旨

「文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律」（令和2年4月17日公布）の施行に伴い、共通乗車船券に関する届出方法等について、必要な事項を定める。

概要

1. 法第8条第1項の規定により共通乗車船券に関する届出方法について定める。

【届出書の記載事項】

- ① 共通乗車船券を発行しようとする運送事業者の氏名及び住所、代表する者の氏名
 - ② 割引を行おうとする運賃又は料金の種類
 - ③ 発行しようとする共通乗車船券の名称、発行価額、期間・区間その他の条件
2. 法第9条の国土交通省令で定める事業は、全部又は一部の区間が文化観光拠点施設を中核とした地域に存する路線に係る運行系統ごとの運行回数を増加させるものとする。（道路運送法関係）
 3. 法第10条第1項の国土交通省令で定める事業は、海上運送法に規定する人の運送をする貨物定期航路事業又は不定期航路事業の開始と変更に関するものとする。また、同条第2項の国土交通省令で定める事業は、運航回数を増加させる事業であって、運航日程若しくは運航時刻を変更するもの又は特定の時季に限られている運航の時季を変更するものとする。（海上運送法関係）
 4. 法第8条第1項に規定する共通乗車船券に係る届出先を、共通乗車船券を発行しようとする運送事業者を代表する者の主たる事務所の所在地を管轄する地方運輸局長に委任する。

施行期日

令和2年5月